



下水道計画変更について

令和8年 2月 13日(金)

— 目 次 —

- ① 下水道事業を実施するには
- ② 今年度(R7)に実施している手続き
- ③ 下水道都市計画決定(変更)内容
- ④ 都市計画変更結果
- ⑤ 本村の現下水道計画の概念図
- ⑥ 今回(R7)の事業計画変更内容
- ⑦ 下水道計画一般図
- ⑧ 事業計画変更の進捗状況と今後の下水道整備

①下水道事業を実施するには。

主に下記の赤枠1～4の手続きを実施することで、下水道事業が行えます。

項目

下水道事業の実施の手続きは、次のように区分ができる。

- 1 基本計画(全体計画)の作成
- 2 都市計画決定
- 3 事業計画の策定(都市下水路事業については不要)
- 4 都市計画事業認可(都市計画事業として下水道事業を開始する場合に必要)

実際の手続きの順序をまとめると次のようになる(事業主体が市町村の場合)。

- ① 市町村原案の作成(基本計画の作成)
- ② 都道府県下水道担当課、都市計画担当課との打合せ(都市計画決定、事業計画)
- ③ 公聴会の開催等(都市計画決定)
- ④ 都道府県下水道担当課、都市計画担当課へ計画案の提出(都市計画決定、事業計画)
- ⑤ 計画案の縦覧(都市計画決定)
- ⑥ 市町村都市計画審議会における審議(都市計画決定)
- ⑦ 都計法第19条による計画案の知事協議(町村の場合、同意)(都市計画決定)
- ⑧ 都計法第20条による都市計画決定の告示(都市計画決定)
- ⑨ 事業計画の策定
- ⑩ 都計法第59条による都道府県知事の都市計画事業認可(都市計画事業認可)

「
手
続
き
の
順
序

←
定
期
的
な
手
続
き
の
見
直
し

②今年度(R7)に実施している手続き。

2-3 下水道事業を実施する場合の手続

下水道事業の実施の手続は、次のように区分ができる。

1 基本計画(全体計画)の作成

2 都市計画決定

令和6・7年度

3 事業計画の策定(都市下水路事業については不要)

令和7年度

4 都市計画事業認可(都市計画事業として下水道事業を開始する場合に必要)

実際の手続の順序をまとめると次のようになる(事業主体が市町村の場合)。

- ① 市町村原案の作成(基本計画の作成)
- ② 都道府県下水道担当課、都市計画担当課との打合せ(都市計画決定、事業計画)
- ③ 公聴会の開催等(都市計画決定)
- ④ 都道府県下水道担当課、都市計画担当課へ計画案の提出(都市計画決定、事業計画)
- ⑤ 計画案の縦覧(都市計画決定)
- ⑥ 市町村都市計画審議会における審議(都市計画決定)
- ⑦ 都計法第19条による計画案の知事協議(町村の場合、同意)(都市計画決定)
- ⑧ 都計法第20条による都市計画決定の告示(都市計画決定)
- ⑨ 事業計画の策定
- ⑩ 都計法第59条による都道府県知事の都市計画事業認可(都市計画事業認可)

下水道は、都市計画に定められるべき都市施設の一つであり(都計法第4条第5項、第11条第1項第3号)市街化区域については、都市施設として少なくとも下水道施設を定めるとされている(都計法第13条第1項第11号)

下水道の都市計画決定については、都市施設(処理場、管きよ等)の種類、名称、位置、区域を定めるほか、排水区域を定めるように努めることとされている(都計法第11条第2項、都計法施行令第6条)

●事業計画の策定

公共下水道の管理者は、公共下水道を設置しようとするときは事業計画を策定しなければならない。(法第4条第1項)

事業計画は長期間の計画を定めても計画の実行性が低くなるため、優先度の高い区域における概ね5~7年程度の間には整備可能な内容について策定することが望ましい。

●都市計画事業認可

下水道法の事業計画を策定し、都市計画事業として下水道事業を開始するには、都市計画法の事業認可を受けることが必要(都計法第59条)

出典:令和7年度 下水道事業の手引きp39抜粋

※上記、「手続の順序」の②~⑩を今年度実施している

③下水道都市計画決定(変更)内容

下水道の都市計画決定は下記の1～4の項目が1つのパッケージとなっており、いずれかが変更となれば、下水道の都市計画決定(変更)が必要となります。
今回は、東海村衛生センターを下水道施設(し尿受入施設)として位置づけました。

新(変更後)	旧(変更前)
1. 下水道の名称(変更なし) 東海村公共下水道	1. 下水道の名称 東海村公共下水道
2. 排水区域(変更なし) 汚水:約1,590ha 雨水:約1,730ha	2. 排水区域 汚水:約1,590ha 雨水:約1,730ha
3. 下水管渠(変更なし) 起点:東海村大字白方字島籠 終点:東海村大字白方字六反町 延長:約900m	3. 下水管渠 起点:東海村大字白方字島籠 終点:東海村大字白方字六反町 延長:約900m
4. その他の施設(変更あり) 名称:東海村衛生センター (し尿受入施設) 位置:東海村大字豊岡字向渚 面積:約10,100m ²	4. その他の施設 なし

④都市計画変更結果(総括図)

水戸勝田都市計画下水道の変更(茨城県決定)(汚水) 総括図

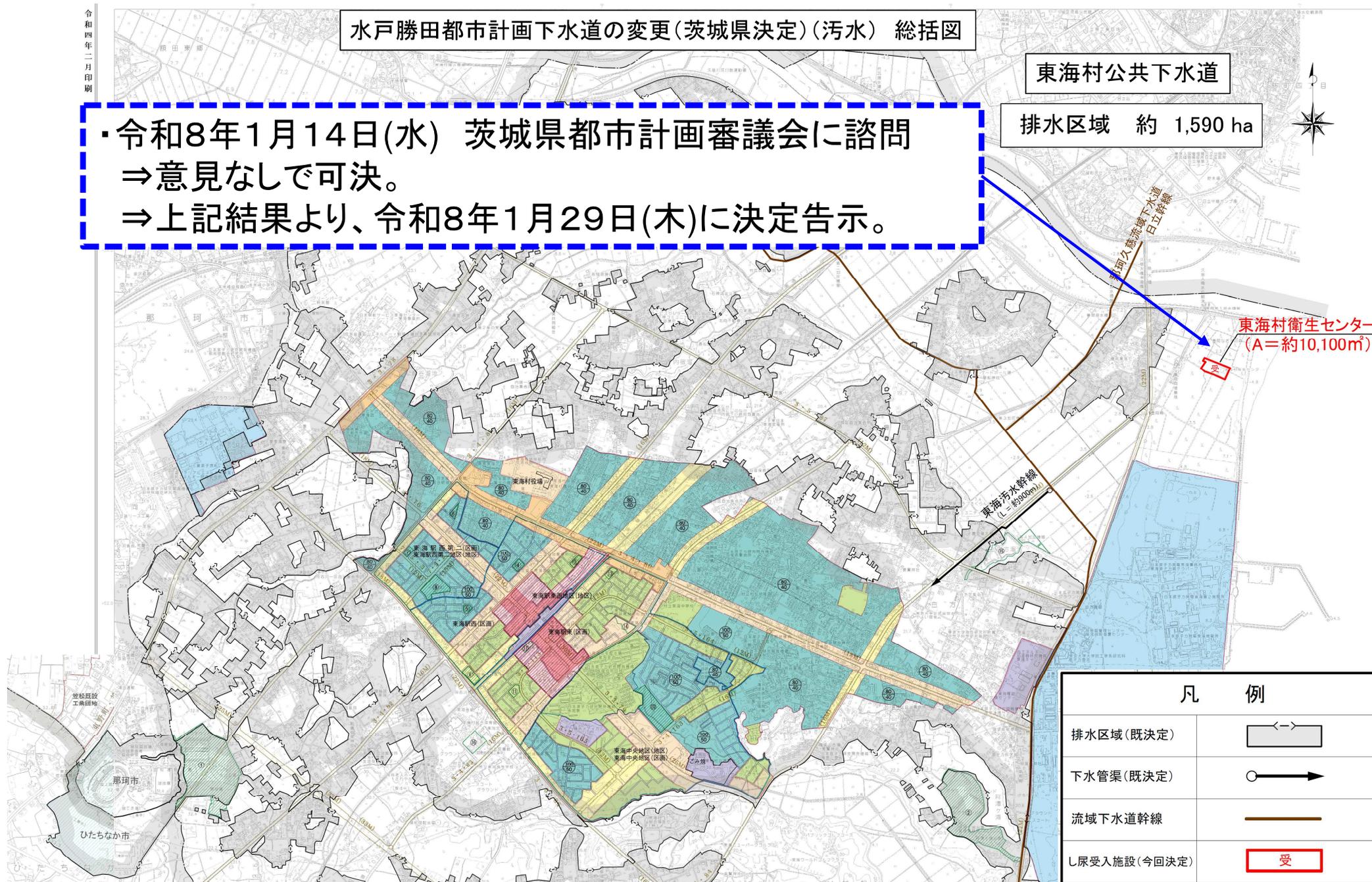
東海村公共下水道

排水区域 約 1,590 ha

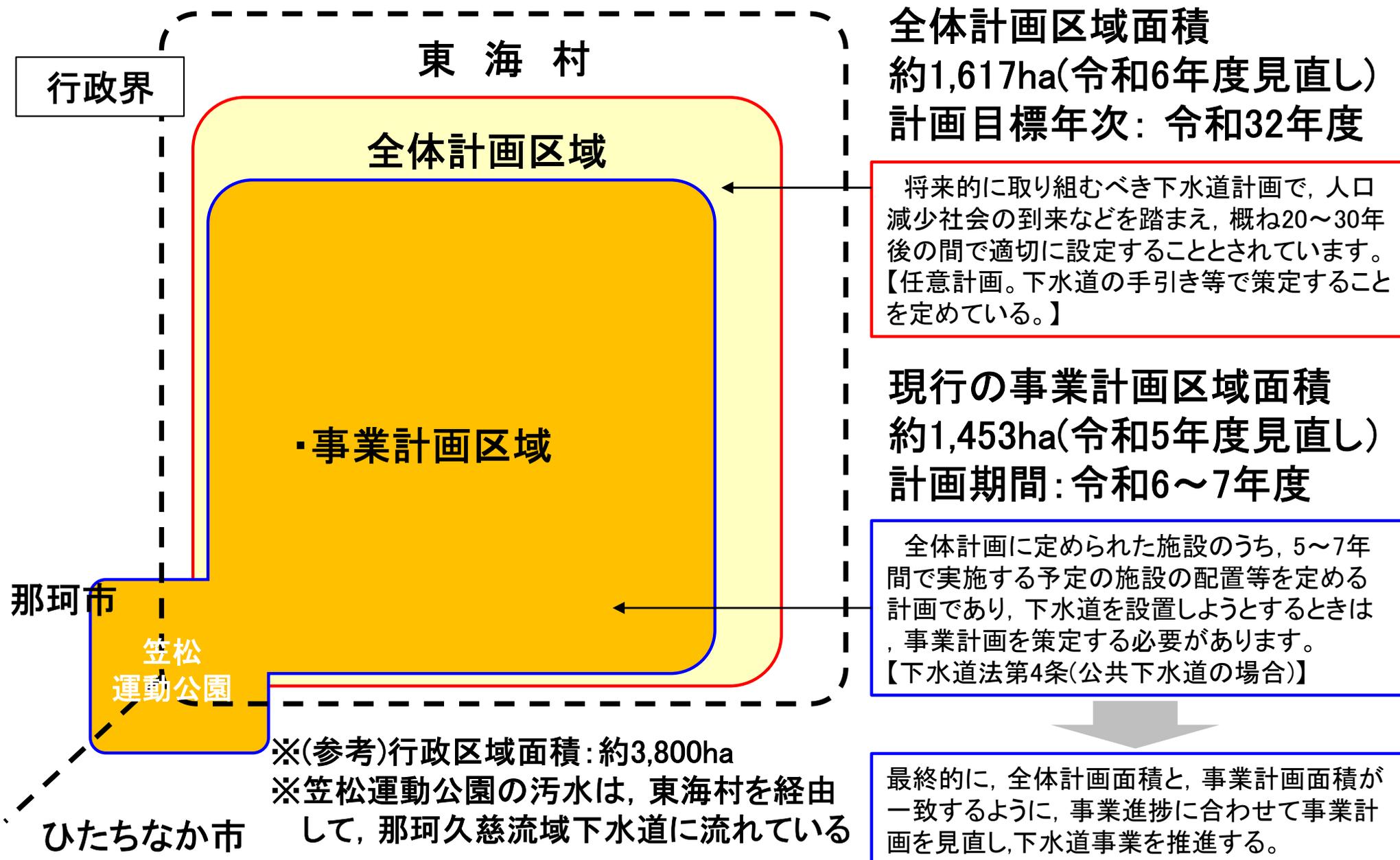


- ・令和8年1月14日(水) 茨城県都市計画審議会に諮問
⇒意見なしで可決。
⇒上記結果より、令和8年1月29日(木)に決定告示。

東海村衛生センター
(A=約10,100㎡)



⑤本村の現下水道計画の概念図。



⑥今回(R7)の事業計画変更内容

— 主な変更内容 —

①: 事業計画区域の拡大(既計画から約164ha増)

⇒本村の下水道事業(新設整備)は終息に向かっている状況であり、令和6年度に見直した全体計画区域(約1,617ha)と同じ区域(面積)となるように、事業計画区域も拡大をする。

※全体計画面積(約1,617ha)-既事業計画面積(約1,453ha)=約164ha増

②: 東海村衛生センターの下水道施設(し尿受入施設)へ位置づけ

⇒汚物処理場として利用していた東海村衛生センターについて、令和8年1月の茨城県決定の都市計画変更の決定告示を受けて、下水道施設(し尿受入施設)として、整備工事、供用開始するべく事業計画に位置づける。

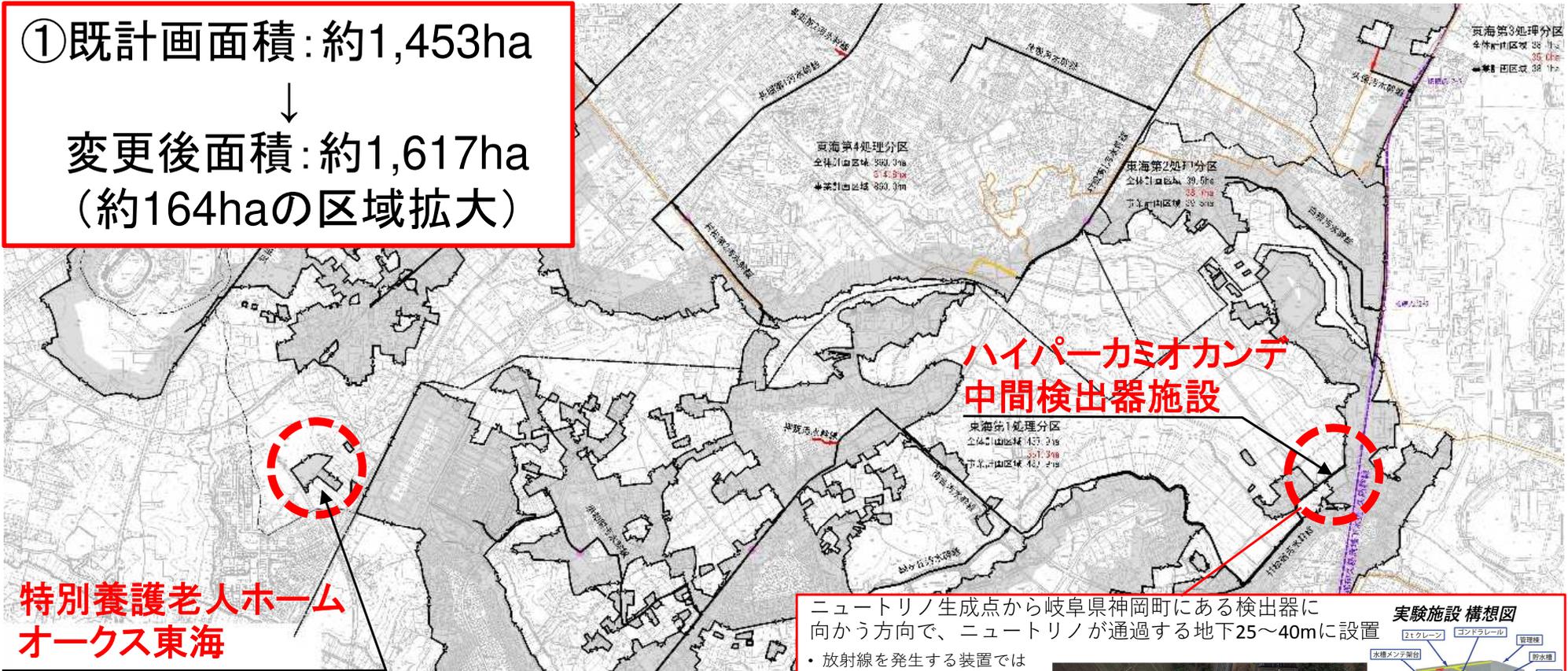
③: 計画期間の延伸(令和8年度～令和14年度の7年間延伸)

⇒現行の事業計画が令和7年度で計画期間満了のため、計画期間を延伸する。計画期間の設定については、本村が属する那珂久慈流域の事業計画期間と整合するように設定するものとする。

⑦ 下水道計画一般図1/2(村南側)

① 既計画面積：約1,453ha

↓
変更後面積：約1,617ha
(約164haの区域拡大)



特別養護老人ホーム
オークス東海

ハイパーカミオカンデ
中間検出器施設

凡	例
記号	名称
—	行政区域界
—	市街化用途区域界
↔	全体計画区域界
—	処理分区界
→	幹線管渠
→	流域下水道幹線
○	接続点 2-3 接続点, 接続点番号
受	し尿受入施設

ニュートリノ生成点から岐阜県神岡町にある検出器に向かう方向で、ニュートリノが通過する地下25~40mに設置

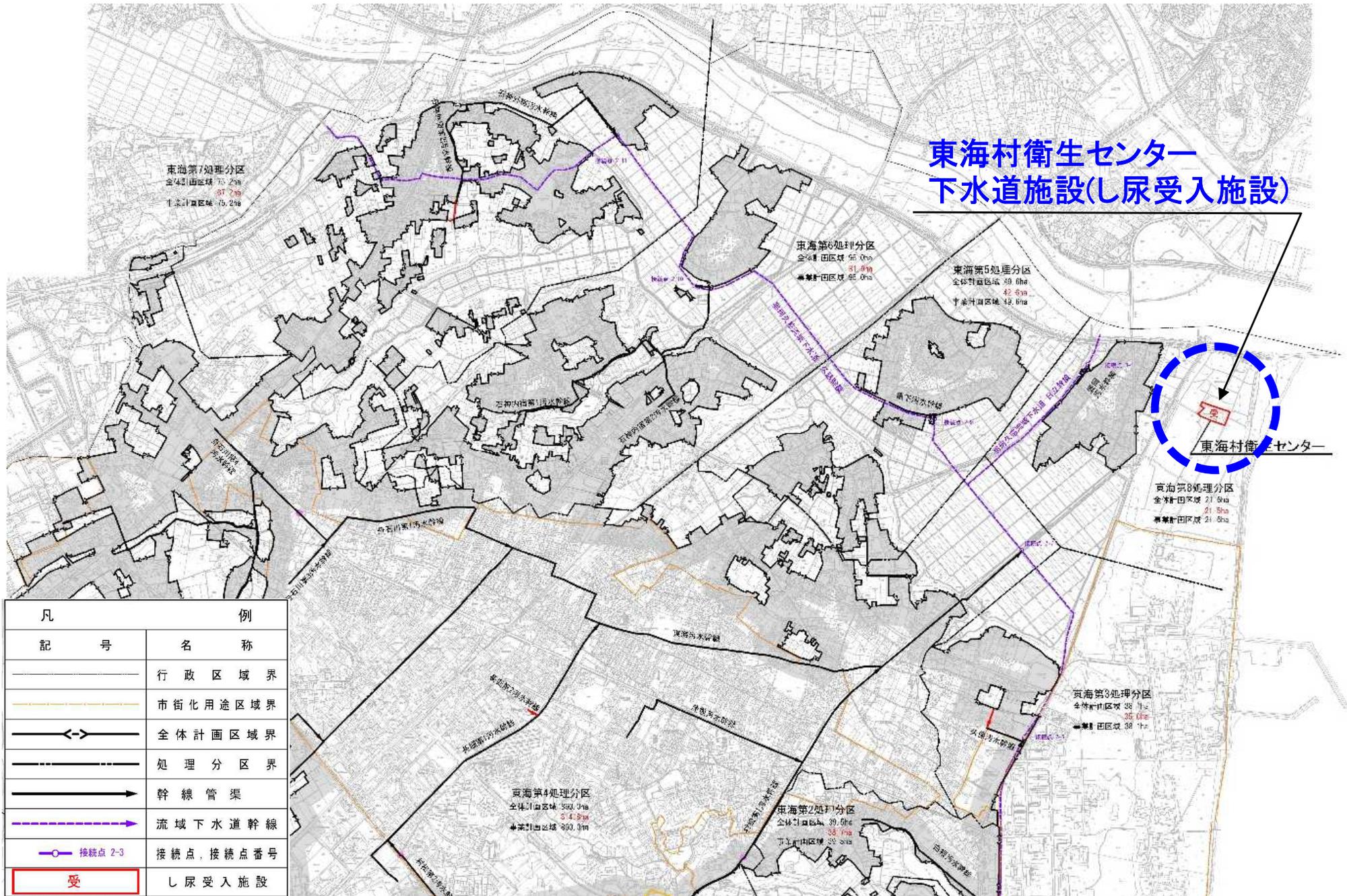
実験施設 構想図

- 放射線を発生する装置ではない。
- 検出器本体（円筒形水槽）を地下に設置するための立坑を建設
- 立坑では水の浮力を利用して検出器を上下する構想
- 地上部には、揚重設備や電気設備・給排水設備などを設置
- 実験期間中は、国内外の研究者が滞在します。

至ハイパーカミオカンデ ←

生成点

⑦ 下水道計画一般図2/2 (村北側)



⑧事業計画変更の進捗状況と今後の下水道整備

○事業計画変更の状況

- 事業計画変更(案)の縦覧を実施【令和8年1月16日(金)～30日(金)】
⇒縦覧者：0名
⇒意見者：0名(意見書提出なし)
- 県へ事業計画変更協議申出・変更認可申請書提出【令和8年2月6日(金)】
⇒現在，県へ提出した資料の承認待ちです(令和8年3月に承認見込み)

○今後の下水道整備について

今後の下水道整備として，未整備地区(主に国道6号の拡幅工事に伴う整備地区や，東海中央土地区画整理事業の進捗に伴う整備地区)及び，今回の事業計画変更で拡大した箇所を中心に新設管渠整備を進めてまいります。

また，整備済の下水道施設(管渠・ポンプ等)については，定期的な点検・調査を実施し，適切な維持管理を行ってまいります。